

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十一号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表文化・教育・くらし創造部の部文化財保存事務所の項中「薬師寺出張所」を「金峯山寺出張所」に、「當麻寺出張所」を「橿原神宮出張所」に改める。

附 則

この規則中第三条第一項の表文化・教育・くらし創造部の部文化財保存事務所の項の改正規定（「當麻寺出張所」を「橿原神宮出張所」に改める部分に限る。）は令和二年十一月一日から、その他の改正規定は令和三年一月一日から施行する。